

流山市農業委員会
平成24年第10回
総会議事録

平成24年10月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第10回総会議事録

1 期 日 平成24年10月25日(木)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 3番 山崎 日出男
6番 豊島 啓行

5 出席委員(12名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	6番 豊島 啓行
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(4名)

4番 中村 彰男	5番 酒巻 孝美
7番 青野 直	14番 水代 啓司

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美(産業振興部長)
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第43号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2)議案第44号 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について	4
(3)議案第45号 平成25年度流山市農業施策について(建議)	5
(4)報告第25号 専決処理の報告について	12

開会 午後2時59分

高市議長 定刻1分くらい前でございますけれども、これより平成24年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

本日はですね、議会とJAの役員会の関係で4名ほど欠席がございますが、一つよろしくお願ひしたいと思います。

ただ今のところ、出席委員は16名中12名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

欠席はですね、4番、中村彰男委員、5番、酒巻委員、7番、青野委員、14番、水代委員から、欠席の旨届出がありましたので御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。3番、山崎委員、6番、豊島委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件は、議案第43号の「農用地利用集積計画の決定について」から議案第45号の「平成25年度流山市農業施策について(建議)」までの3議案について御審議をいただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第25号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

議題の御説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第43号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は新規が1件、更新によるものが2件でございます。

初めに1番です。まず、権利者ですが、権利者は流山市大字南にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市南の畑、1筆で、面積は297㎡、利用権の設定期間は新規により10年です。議案案内図につきましては1ページでございます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。2番でございますが、権利者は流山市大字南にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市南にある田、1筆で、1,031㎡、利用権の設定期間は更新により6年です。議案案内図につきましては2ページでございます。

次に、3番でございますが、権利者は流山市大字平方にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市平方にある田、2筆で、面積は1,914㎡、利用権の設定期間は更新により3年です。議案案内図につきましては3ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の3件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が2件であります。

最初に1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は72歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、里芋が作付けされた状況でありました。

本件につきましては、新たに10年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に更新分でございますが、2番でございます。権利者の職業は、農業で、年齢は72歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約2.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象の田は、稲刈り後の状況でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き6年間の利用

権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は42歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約4.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象の田は、稲刈り後の状況でありました。

本件につきましては、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことを基に審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(水野委員)1番の件で、賃借料書いてあるんですけど、空欄になっていますが、これはないのでしょうか。

吉田次長 ただ今の1番についての御質問でございます。賃借料は空欄となっております。こちらの移転の原因につきましては、議案書にありますとおり使用貸借ということで、ただ(無償)での貸し借りということで、賃借料はなしということでございます。こちらの土地につきましては細長い土地ということと、また、地主さんがなかなか手が回らないということでしょうか、荒らしておくよりはいずれかの方に作っていただければということで、今回出て来たようでございます。

8番(水野委員)分かりました。

高市議長 よろしいですか。

8番(水野委員)はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第43号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第44号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成24年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請者でございます。申請者は、流山市大字上新宿にお住まいの方でございます。次に申請地ですが、申請地は流山市上新宿の畑、1筆で、面積は397㎡です。この土地につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から住宅の敷地として使用されております。今回事情により、この土地を処分する必要が生じたことから、申請地の地目変更登記申請を行うために証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、4ページでございます。

今月の証明願は、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地は東武野田線初石駅の北西約1kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は住宅の敷地として現在も使用されておりました。

申請地は、昭和19年に申請者の親が相続を受けた農地であります。昭和45年に申請地に親族の住宅が建築されていましたが、平成6年には、申請者の親が申請地の建物を購入しました。その後平成20年に建物と土地を親から相続を受けまして、現在に至っているということでございました。

申請者は、事情により、申請地を処分する必要が生じたため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、所有権移転登記を行うため、申請があったものでございます。

なお、今回の申請書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことを基に審議しましたところ、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論

に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。許可を要しない土地の証明願についてであります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第44号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第45号「平成25年度流山市農業施策について(建議)」を議案第といたします。

議案の朗読を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページでございます。

議案第45号

平成25年度流山市農業施策について(建議)

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成25年度流山市農業施策について別紙のとおり建議する。

平成24年10月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、前回の総会の報告事項の中で、総合農政検討委員会の青野委員長から御報告がありましたとおり、平成25年度の建議案につきましては、流山市が策定いたしました総合計画の中の農業分野における基本計画、また、この基本計画を踏まえました個別施策、全7項目の個別施策に沿った形で委員の皆様からの御要望をいただきまして、このお寄せいただきました多数の御要望を基に、総合農政検討委員会で建議の原案について御検討を重ねていただきました。こうした中で本日総会前に、第3回目の総合農政検討委員会を開催し、原案が決定しましたことから、本日ここに議案として上程をさせていただいたものでございます。

皆様のお手元に配布させていただきました資料の中の「平成25年度流山市農業施策に関する(建議)(案)」を御覧いただきたいと思っております。

それでは、朗読をさせていただきます。

平成25年度流山市農業施策に関する建議(案)

1 都市との調和のとれた農業振興について

- (1) 農産物の自給体験を希望する声が多く寄せられていることから、遊休農地の活用を視野に入れた市民農園及び体験農園の拡充を図られたい。
- (2) 市街化区域の農地保全のため、現在、生産緑地の指定を受けていない農地についても、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を認めるよう考慮されたい。

なお、指定解除の申し出があったとき、買取希望価格の設定については、農家が適正な価格で取得できるよう配慮されたい。

- (3) 本市農業の向上、促進を図るため、農業生産法人等の農業参入振興策を推進されたい。

2 生産基盤の整備について

- (1) 近年、農機具などの大型化に伴い、農道の路肩が損傷されている。農道は、農業生産に不可欠であることから、大型農業機械に耐える農道の整備を推進されたい。
- (2) 不耕作地の解消並びに発生防止を図るため、耕作意欲のある農業者や農業生産法人等への農業流動化の推進強化を図られたい。更に、農用地有効活用事業奨励金の拡充とともに、新たに創設された農地利用集積円滑化事業の活用を積極的に推進されたい。
- (3) 農産物を使用した加工品のブランド化を推進するため、野菜類の加工所を整備し、運営及び販売を民間主導で行う方法について調査、研究をされたい。

3 生産流通体制の整備について

- (1) 農産物直売所「新鮮食味」では、多品目の安心・安全な農産物に加え、加工品の販売を検討されたい。このため、直売所出荷組合員の増員についても支援を図られたい。
- (2) 農産物直売所を立地条件の良い場所に設置し、年間を通して開設できるような体制作りを支援されたい。

また、農産物直売所の販路拡大のため、買物弱者への宅配サービス支援について検討されたい。

- (3) 市内の食品スーパー等に地元農産物コーナーを設置するとともに、高齢者施設、福祉施設、病院などに地元農産物の納入体制について積極的に要請されたい。
- (4) 常磐自動車道流山ICの立地条件を活用し、高速道と一般道利用者が相互に利用できるサービスエリア内に農産物直売所などの施設の設置を検討されたい。

4 市民とのふれあい農業の推進について

- (1) 市民に農業の大切さについて理解を深めてもらうため、自らが農作業に接することができる体験農園の拡充について推進を図られたい。
- (2) 子ども達に農業の大切さを知ってもらうため、市内小中学校の学校給食に流山産の

米、野菜の積極的な導入を図られたい。

また、農作業の実地体験等を通じて食育の推進を図られたい。

- (3) 農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加を解消するため、農業関係団体と更なる連携を図り、市民参加による農地の復興策を検討されたい。

5 生産環境の改善について

- (1) 一級河川今上落川における雑草の繁茂は、農作業の妨げとなるため、適宜、草刈りを実施するよう強く県に申し入れされたい。
- (2) 市民農園利用者による不適切な農薬の使用、残渣の後始末で専業農業者の作物に悪影響を及ぼすケースが増えていることから、農園利用者への指導を徹底されたい。

6 地域共生農業の推進について

- (1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けし、保全されたい。
- (2) 農業者は、近隣住民との調和を図りながら都市農業の継続に努めているが、農作業に係る農薬の散布や農機具等から発生する騒音、また、特に病害虫防除の一環としての稲わら焼却処理などに伴う苦情が近隣住民から寄せられている。

このことから、病害虫防除の一環として、農作物の枝葉等の焼却は、営農上欠かすことのできないものであり、焼却禁止の例外に該当し、違法でないことを市民に理解してもらうための方策を早期検討され、農業上必要であることを広く市民に周知を図られたい。

7 新川耕地活性化の促進について

- (1) 雨水や生活排水が農地に流入することから耕作に甚大な影響を与えている。このため、新川承水路及び今上落川の浚渫、護岸の整備を早急に実施されたい。
- (2) 新川耕地の交通量が年々増加し、農耕車の通行に支障をきたしていることから、一般車両の乗り入れ規制の強化及び農繁期中の看板等を増設し、農業者の交通安全確保のための対策を図られたい。
- (3) 県道松戸野田線の側道が、雨のたびに冠水し、農作業に支障をきたしていることから、早期に対策を図られたい。
- (4) 耕作放棄地解消対策として、各種学校の教育実習又は農業生産法人等の生産基盤として活用できる農地の貸出情報提供について検討されたい。

8 その他

- (1) 放射能対策について

ア 市内農業者は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響で、農地への放射性物質の飛散による風評被害から、農作物の農業収入の減少や今後の経営存続に不安を抱いている。

このため、農業者が安定した生産活動ができ、農産物出荷等に混乱が生じない

よう、放射能検査体制の更なる充実を図るとともに、安心安全な農産物の情報提供を迅速に発信されたい。

また、農作物の出荷制限や風評被害等による損害賠償説明会を随時開催されたい。

イ 流山市クリーンセンターの放射性物質を含む焼却灰については、早期に処理方法を確立するとともに、流山市クリーンセンター周辺地域の農作物に対する不安解消のための定期的な放射性物質検査を実施されたい。

(2) 担い手の育成と地域営農組織への支援

ア 将来にわたって、本市農業を支えていく担い手を確保するため、農業後継者・新規就農対策を一層強化するとともに、地域農業の担い手となりうる営農組織等への支援強化策を講じられたい。

イ 農業従事者の地位向上を図るため、農業関係機関及び関係団体と協力をし、講演会、研修会等を積極的に開催されたい。

(3) その他

農機具等による事故を防ぐため、関係機関及び関係団体の協力を得て、安全対策マニュアルを作成されたい。

建議(案)につきましては、以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会副委員長から報告を求めます。豊島副委員長。

豊島副委員長 それでは、総合農政検討委員会より御報告申し上げます。

議案第45号「平成25年度流山市農業施策について(建議)」の御報告を申し上げます。

本案につきましては、前回の総会におきまして御報告いたしましたとおり、総合農政検討委員会を3回にわたり開催し、検討を行ってまいりました。

今回の建議(案)の策定に当たりましては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」が折り返し点を迎えています。

その中で、農業の分野につきましては、「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策が掲げられております。

このことから、委員の皆様からは、この個別施策に沿った全77項目の御要望をお寄せいただきましたので、これを基に、案の策定を進めてまいりました。

また、策定に当たりましては、平成21年12月に施行された改正農地法の趣旨も踏まえまして、「耕作放棄地の解消」、「農地の流動化」、「新規就農者の確保」などや、都市化が急速に進む中、本市の農業振興のために抱えている「都市農業の継続のための課題や方策」について、慎重に検討を重ねてまいりました。

また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故によって、本市農産物にも深刻な影響を与え続けている放射能問題につきましても、前年に引き続き建議の中に加えることといたしました。

その結果、「平成25年度の流山市農業施策について」は、ただ今事務局から提案のありましたとおり、建議することに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における御報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

高市議長 これをもって、副委員長長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

15番(石井委員)大変、最近ここ1年ですが、放射能に苦しみ、また、後継者並びに新規就農者が止めて行く中で、予算カット、これはどういう意味なのか。まさに、こういう農業団体が困っているときに、予算を多く貰い、放射能が承水路へ下水から入ったらやはり洗浄する。洗浄するには護岸整備も必要、土地改良区を通じて3年間、未だ一つもやっていない。また、米もせっかく美味しい米を、学校給食に与えようとしても今度は奨励金カット、補助金カットという形、こういう皆が苦しいときに何故カットするのか。最もこの建議はよく出来ています。予算がなかったらこれは何にも出来ないと思うんですよ。強く今困っている農業団体に、農業者に、削ることばかりでなく、増額の要請をお願いしたいと思います。以上です。

高市議長 事務局何かありますか。ただ今の質問に。

岡田産業振興部長 予算関連のことでの要望ということですが、御存じのとおり、体育館や小中学校併設校の建設ということで多額な費用を要するということから、一般財源がそういったものにすべて注がれる。どちらかという、産業振興分野としては、市長への直訴を予定しております。これは現段階では少ない予算の中で、経常事業を展開する上で、予算を要求させていただきましたが、更なる上積みという、特に米消費の関係については復活をするんだということで、副市長まではお話を通させていただいております。最終的には来年1月の第1週目の市長査定でですね、これを勝ち取っていくというようなことで産業振興部、農政課の方では考えています。もう一方の農地の放射線、放射能の対策の関係であります。大変、私共も悔しい思いをしております。何度も何度も農業委員会さんからの建議をいただいて、そして計画を執行して行くんだという中において、さあ、ここで決まるかなという話が、また1年先送りになってくる、優劣を付けるならば、農家を馬鹿にしているのか、甘く見ているのかというようなところもあります。これも信義、大事なそのような風評被害を受けることによって農家所得が低下していくことを避けるためには、何としてもそれを前倒し、或いは通年ですね、計画の中に残してもらおうよう、これも直訴して行かなければいけないというふうに思っています。土木部分の仕事とは言え、これは組織立ってやらなければいけな

いかなと思っております。そういったことから、予算の削減というか減額要求をしている部分については、現状の額に合わせ、さらに上積みをする、いわゆる今までのものを確保するということで復活要求する、もう一点は、特に水路関係の分につきましては、計画通りの先送りせず、もうやってくださいと、兎にも角にもその沿線、延長をですね確保してくれということをお願いして、それが計画の位置づけになるようにですね、産業振興分野としては、農業委員会の局長を抱えてるといってもありますけれど、強く訴えて行きたいというふうに思っています。ですので、ここではその今、イエスかノーかは難しいんですが、その意気込みは絶対に揺るぎないということやって行きたいと思っておりますので、それでこの場は御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

15番(石井委員)よろしくお願いいたします。

高市議長 はい、石井委員。

15番(石井委員)もう1点、あと私、直売をやっている関係もありますが、放射能検査で検査は結構ですが、もし出た場合はどんな体制でやっていくのかという質問が再々有るんですよ。検査しても何もしてくれないんだったら、検査に出さないというんですよ。やはり少しの風評被害で、今年も皆さん御存じのとおり米は新川耕地以外全部出ているんです。そこをどうするんだか。やはりそれらも建議の中に入れるべきで、検査、検査、検査でそれが出た場合はどうするのか。それに応えるのが農業委員会ではないんでしょうか。やはり出たというと風評被害でもって必ず騒ぎます。農家の苦勞も分からず、降って湧いたことは仕方ないと言えれば仕方ないかも知れませんが、やはり各家庭、公園、学校洗浄をするように、もし洗浄出来て放射能が少しでも軽減出来るんだったら、何らかの方法でそうしてもらいたい。各地区見ると井戸もあるようですから、順番にやるとか、そんな形でもって何とか補って、また、おいしい米を作っていたきたいとそんな感じです。私、このことについて消費者からも生産者から言われるものですから、市の方にもお伝えしていただきたいと思っておりますが如何なものでしょうか。

高市議長 はい、局長。

岡田局長 はい。放射能問題の関係であります。農地における除染の関係についてです。環境省から示されていますガイドラインにつきましてはですね、深く畝う、深耕することによっていわゆる取り除かれるじゃなくて低減という形の方策でいいんであると、そう言いながら放射線量の値がですね、100ベクレルというふうにですね、前の500から100に引き下げられている。ちょっと相矛盾するところがありますが、現段階では米も本当にこう僅かなところと或いはちょっと小中学校の給食米に出すのにちょっと支障を来す程度のところまでのレベルの数値が示されたものもありました。結果的にその先ほど検査によるものによりますと、もうかなり少なくてですね、数値は少なくて、小学校、中学校の給食米には支障がないという結論で、学校教育部門も受け入れていただくようになっております。ただ、やはり農地、水田であればカリを多く含む

肥料を散布ということが皆さんもちゃんと行き届いていた筈なのに、出るところは出てしまっている。ですから放射線が高濃度の土壌なのかなというふうにも思っております。県農政部門ともですね今協議といたしますが、注意深く、これ東葛農業事務所も含めてですけれども、次の年にそういうふうに及ばないように、もう出ないようにというところで今研究をしていただいているところです。これが明らかになればですね、更なるその除染とまでは行きませんが、放射線のセシウムの吸収を抑える、抑制するような方法のですね、技術或いはその肥料というんでしょうか、そういう方法が示されて来るのかなと思います。今は正直言いまして私もそういう知識がない中でですね、そういう研究機関の方の結果を待っているというようなことであります。また、いざ出てしまった場合においては、当然、他の方々への影響もございますので、いち早くそれはストップをしなければなりません。何もしてくれないんじゃ出さないでそのまま潜らしてやっちゃった方がいいでしょうということだと、余計そこで被害がもし出た場合の大きさは計り知れませんので、なるだけ農業委員さんにそういう相談事が持ち掛けられても、一応無料で市の方是对応させていただいてますし、今までのように御不便を掛けるようなことはございません。消費者の持ち込んだ物も学校給食の食材も一緒にやりましたが、今度それは全部分けました。農業の生産、農作物は全部もう農政課の方で一手に引き受けて、皆さんに待たすことのないように、結果を早く出すようにして行く。消費者から持ち込まれた物は消費生活センターの方で区分けしてやっていく、どちらかという消費者から持ち込まれた方の側に数値が多いということで、何ですか兩樋の下辺りに植わっている物の中から収穫したものが高レベルであったりとか、そういったことが持ち込まれている今の状況であります。農家の方から持ち込まれた分については、怪しいな不安だな思っていた物はですね、県の高精密検査の方に行きますと、心配はさほど必要がなかったという結果もあります。ただ、まだまだ果樹類の関係でも柚子とかそういった物が高い。出荷とか或いは流通は問題ないんですけども高いレベルにある、比較的高い、来春におけるまた筍がどういう内容になっているのかもですね。まだ、研究の結果が出てない中で、来春を迎えようとする訳ですので、そこがちょっとまだ不安な点があります。流山でも筍は美味しいということで評判の産地ですので、どうしてもやはりこれは流通に乗せるような努力はして行きたいと思っております。研究しつくされていない部分とおおよそこういったことで解消されるんだなという方向性が解明されつつありますが、まだ確固たるものがないという点はまだ皆さんに不安を与えてしまっていることは申し訳なく思います。東葛農業事務所とまた千葉県の安心農業推進課とも連携をしてですね情報を密にしてやっていくことについては一致をしますので、まだここで結論を得られたものではありませんが、できるだけ情報をどんどん提供をしてですね、皆さんの生産者の不安を払拭して行きたいというふうに思っております。その都度不安については応えて行きたいと思っておりますので、各農業委員さんにそういう不安が寄せられました折には、農政課の方に直接お問い合わせなり、連絡してい

ただければ、個々に対応できるような仕組みになってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁にならないかと思ひますが、そのような方向性ということをお理解いただければと思ひます、よろしくお願ひします。

高市議長 よろしいですか。

15番(石井委員)はい。

高市議長 ほかにござひますか、御質問。ござひませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑がないようですので、異議なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第45号について、原案のとおり、建議することに賛成の方は挙手をお願ひします。

挙手、全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり建議することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第25号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第25号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年10月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は5件で、移転の原因はいずれも相続によるものでございます。

初めに、1番でございますが、届出者は柏市西原の方で、平成23年11月11日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市大畔にあります畑、3筆で1,896㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市大字大畔の方で、平成23年11月11日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市大畔にあります畑、2筆で885㎡でございます。

次に、3番でございます。届出者は流山市大字西平井の方で、平成23年11月11日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市大畔にあります畑、1筆で1,173㎡でございます。

次に、4番でございます。届出者は流山市大字西深井の方で、平成23年8月26日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市西深井及び中野久木にあります

農地、21筆で、合計12,487.81㎡でございます。

最後に、5番でございますが、届出者は流山市大字南の方で、平成24年2月2日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市南にあります農地、16筆、7,896㎡でございます。

今月は、以上の5件でございます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は9件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が7件、老人ホーム用地が1件、公衆用道路が1件でございます。

以上、今月の4条届出の合計といたしましては、9件、24筆、9,762.91㎡、地目別の内訳では、田が9筆、5,704㎡、畑が15筆、4,058.91㎡でございます。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は18件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が11件、交換が2件、賃貸借が3件、使用貸借が2件でございます。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が15件、店舗が2件、テナント店舗が1件でございます。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、18件、28筆、11,399㎡、地目別の内訳につきましては、田が12筆、3,291㎡、畑が16筆、8,108㎡でございます。

御報告は、以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時53分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年10月25日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 山崎 日出男

流山市農業委員会委員 豊島 啓行